

2021

～職場内で掲示・回覧願います～



11月

協会けんぽ 福島 通信



健診結果の数値は
悪くなったけど、
いつもと変わらないし
まだ大丈夫♪

「まだ大丈夫」

…本当に、まだ大丈夫ですか？



生活習慣病は
自覚症状がないまま
進行しています

特定保健指導の対象者になったら 必ず指導を受けましょう

生活習慣病は自覚症状が乏しく、「まだ大丈夫」と思っている今そのときにも進行している可能性があります。

協会けんぽでは、健診結果をもとに保健師や管理栄養士が無料で健康サポートを行っています。



聞いてもらえない
特定保健指導とは

交通事故に遭ったときの健康保険について

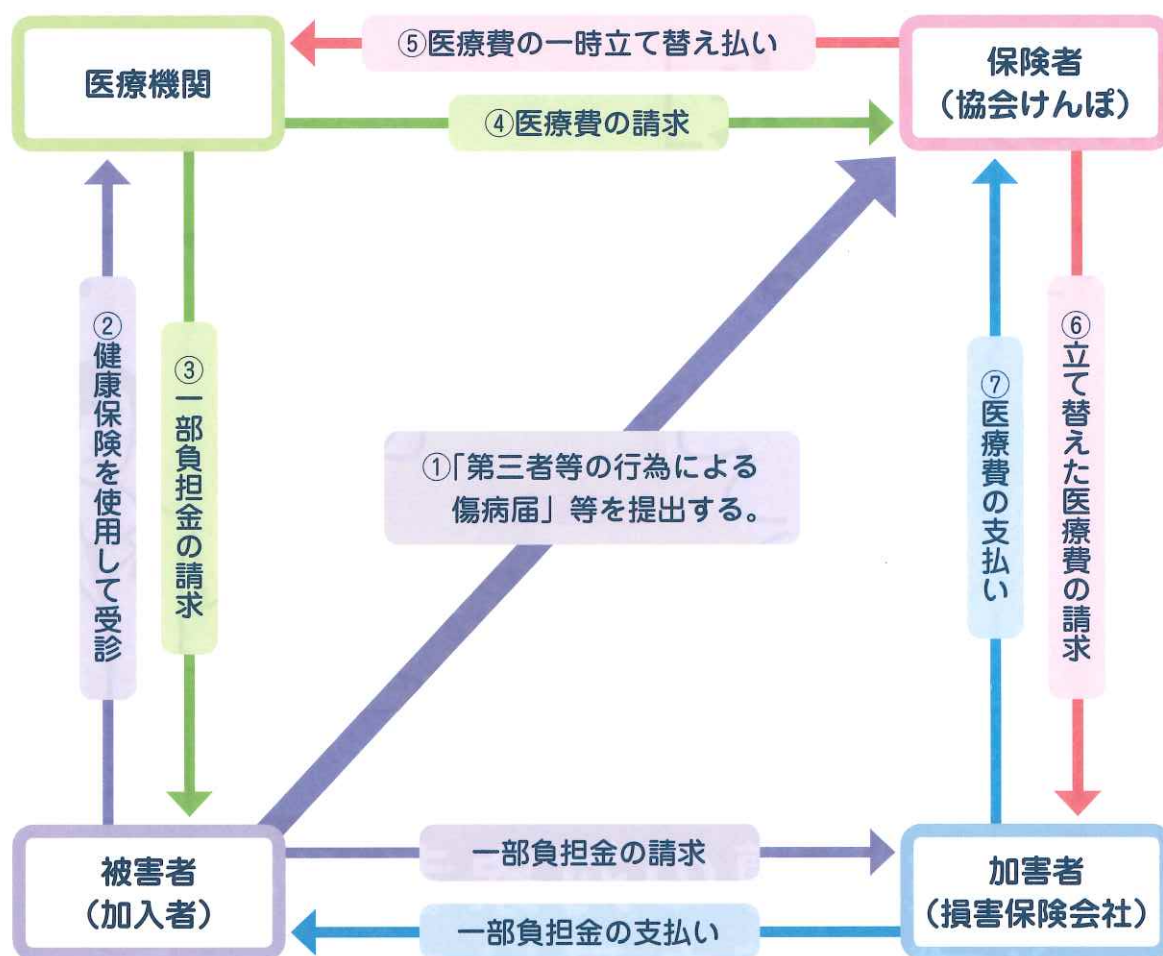
交通事故やケンカ等、第三者の行為によりケガをした場合、本来は加害者が治療費を負担するのが原則ですが、協会けんぽに届出をすることによって、健康保険による治療を受けられます。

交通事故で保険証を使用するときは届け出が必要です

事故の内容を確認し、健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求することとなるため、『第三者等の行為による傷病届』の届け出が必要となります。

※『第三者等の行為による傷病届』は、インターネットからダウンロードが可能です。

保険証を使って治療を受ける場合の流れ



通勤災害や業務上の事故による傷病は、健康保険の給付を受けることができませんので、労働基準監督署へご相談ください。



お問い合わせ：レセプトグループ ☎024-523-3918

納入告知書の請求額や、保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。